

## 神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要領

### 第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症の予防・まん延防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施に要する経費に充てるため、地域における防災・感染防止体制の強化に資することを目的とする。

#### (1) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」、「高齢者施設等の水害対策強化事業」及び「高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業」（以下、「国土強靱化対策事業」という。）と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援する。

#### (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の機器が必要な入所者が、大規模停電等によって危険に晒されることを防ぐため、高齢者施設等における非常用自家発電設備の設置を促進することを目的とする。

#### (3) 高齢者施設等の水害対策強化事業

高齢者施設等の水害対策に伴う改修等を促進することを目的とする。

#### (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業

要配慮者が入所する高齢者福祉施設が災害時に施設機能を維持するための水の確保を自力でできるよう、給水設備の整備に要する費用の一部を補助する。

#### (5) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

災害によるブロック塀等の倒壊事故を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進することを目的とする。

#### (6) 高齢者施設等の換気設備整備事業

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進することを目的とする。

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県とする。

県は、補助対象事業者への補助により事業を実施することができるものとする。

### 第4 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

### 第5 補助事業の内容

## 1 補助事業の条件

### (1) 全事業共通

- ア 本事業は原則単年度事業とする。ただし、予算成立後の事由に基づき、補助対象事業が当該年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合における、翌年度への繰越を妨げるものではない。
- イ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないこと。
- ウ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めるものとする。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にし出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出する。また、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額は、千円未満端数切捨てとする。
- エ 見積もりが複数ある場合は、最も価格が低い見積もりで経費を算出すること。
- オ 補助対象事業者は、過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、県に報告し、手続きを行うこと。
- カ 当該補助金の交付回数は、同一施設・事業所に対して原則1事業につき1回限りとする。

### (2) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

国土強靱化対策事業と一体的に行う次に掲げる大規模修繕等を実施する事業とする。

区分	内容
ア 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
イ 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
ウ 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
エ 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
オ 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
カ 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備

適合させるために必要となる改修	
キ 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
ク 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
ケ 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
コ その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）一定年数は、おおむね10年とする。

### (3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業とする。

ア 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

イ 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

ウ 設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とすること。

なお、本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

### (4) 高齢者施設等の水害対策強化事業

ア 次に掲げるいずれかの区域に所在すること。

a 建築基準法第39条により指定された災害危険区域

b 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土砂災害特別警戒区域

c 地すべり等防止法第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域

d 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域

e 津波防災地域づくりに関する法律第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域

- f 特定都市河川浸水被害対策法第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- g 水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- h その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法第2条により作成された地域法再計画等で定める区域

イ 対象事業

台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業とする。

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。）</li> <li>・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修</li> <li>・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置</li> <li>・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの）</li> <li>・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備</li> </ul>
浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設</li> <li>・電気室等の扉の防水扉への改修</li> <li>・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置</li> <li>・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備</li> </ul>

(5) 高齢者施設等の給水設備整備事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等））を整備する事業とする。

- ア 停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるも

の。

イ 設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とすること。

なお、本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。

(6) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業とする。

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

(7) 高齢者施設等の換気設備整備事業

高齢者施設等における感染リスクの高い風通しの悪い空間について、建築物の構造や立地等により、十分な換気を行うことができない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの。

2 補助対象経費

交付要綱別表の補助対象経費欄で定めるものであって、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、整備又は改修が必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。

3 補助事業の対象外

次に掲げる事業又は経費は、国が特別に認めた場合を除き補助の対象としない。

(1) 全事業共通

- ア 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合
- イ 土地の買収又は整地に要する費用
- ウ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建築に要する費用
- エ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- オ 本補助金の他の事業による助成対象となる事業
- カ その他事業として適当とは認められない場合

(2) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

- ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
- イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- ウ 建築基準法の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの

(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

- ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
- イ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

- (4) 高齢者施設等の水害対策強化事業
  - ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
  - イ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
- (5) 高齢者施設等の給水設備整備事業
  - ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
  - イ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業
- (6) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
  - ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
  - イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの
  - ウ 建築基準法の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの

#### 4 補助対象施設

交付要綱別表の補助対象施設における「広域型施設等」とは、定員30名以上の施設等を言う。ただし、特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設、老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、老人介護支援センター及び在宅複合型施設は、定員規模に関わらず補助対象とする。また、通所介護事業所にあつては、定員19名以上を補助対象とする。なお有料老人ホームには、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も含まれるものとする。

#### 5 補助事業の変更

交付要綱第7条第1項で定める軽微な変更とは、経費の20%以内の変更のことを言う。ただし、事業内容の変更が伴う場合は、この限りではない。

#### 6 その他

次の各号に該当し、かつ、適正なサービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

- (1) 補助対象事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。
- (2) 補助対象事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
- (3) その他、上記各号に相当するものと認められるとき。

### 第6 提出書類

1 本事業の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

#### (1) 全事業共通

##### ア 見積書

なお、見積書は①公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積書②工事請負業者の見積

書の計2部とする。ただし、公的機関での見積もりが困難な場合は、工事請負業者の2社以上の見積もりを添付することとする。

イ 平面図、位置図、写真等の、現況及び設置・改修箇所が分かるもの

(2) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

ア 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業費算出内訳書(別紙1)

(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

ア 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業費算出内訳書(別紙2)

(4) 高齢者施設等の水害対策強化事業

ア 高齢者施設等の水害対策強化事業費算出内訳書(別紙3)

(5) 高齢者施設等の給水設備整備事業

ア 高齢者施設等の給水設備整備事業算出内訳書(別紙4)

(6) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

ア 高齢者施設等ブロック塀等改修整備事業費算出内訳書(別紙5)

(7) 高齢者施設等の換気設備整備事業

ア 高齢者施設等の換気設備整備事業費算出内訳書(別紙6)

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第11条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 全事業共通

ア 工事契約書等

イ 改修箇所が分かる平面図及び写真

(2) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

ア 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援費精算額算出内訳書(別紙7)

(3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

ア 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業費精算額算出内訳書(別紙8)

(4) 高齢者施設等の水害対策強化事業

ア 高齢者施設等の水害対策強化事業費算出内訳書(別紙9)

(5) 高齢者施設等の給水設備整備事業

ア 高齢者施設等の給水設備整備事業費算出内訳書(別紙10)

(6) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

ア 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業費精算額算出内訳書(別紙11)

(7) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

ア 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業費算出内訳書(別紙12)

附 則

この要領は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月23日から施行する。